

報告第八号

放棄した私債権の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）第十四条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十二日

江戸川区長 齊 藤 猛

私債権放棄調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	債権の額	債権の件数
江戸川区公害等対策資金貸付金 (環境部環境課)	2,570,000 円	1 件
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	585,356 円	4 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	19,752,090 円	4 件
江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金 (総務部人権・男女共同参画推進センター)	345,750 円	3 件
江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金 (健康部医療保険課)	939,544 円	7 件
合 計	24,192,740 円	19 件

私債権放棄調書

債権の名称 江戸川区公害等対策資金貸付金
担 当 部 課 環境部環境課

No.2

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等		備考
			債権発生日	事由	
1	2,570,000 円	令和6年3月26日	平成3年3月29日	徴収停止(条例第14条第1項第5号) 令和5年3月9日	債務者 江戸川区内有限会社
小計	2,570,000 円				

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No.3

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
1	60,500 円	令和6年3月26日	昭和59年1月27日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和5年3月30日 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成9年5月5日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
2	100,207 円	令和6年3月26日	昭和60年10月17日	生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和5年7月7日 徴収停止(条例第14条第1項第5号) 平成16年10月16日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
3	410,849 円	令和6年3月26日	平成16年9月6日	強制執行(条例第14条第1項第4号) 令和5年3月22日 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和5年3月22日	債務者 中野区民 連帯保証人 江戸川区民
4	13,800 円	令和6年3月26日	平成29年6月16日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 令和5年9月13日 生活困窮(条例第14条第1項第1号) 令和4年4月1日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
小計	585,356 円				

債権の名称 江戸川区三代同居住宅資金貸付金
担 当 部 課 福祉部福祉推進課

No.4

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由		
1	6,635,402 円	令和6年3月15日	平成5年10月29日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成19年1月31日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 葛飾区民
2	2,296,751 円	令和6年3月15日	平成11年11月30日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成24年7月20日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 匝瑳市民
3	3,673,918 円	令和6年3月15日	平成15年9月29日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	令和5年10月11日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
4	7,146,019 円	令和6年3月15日	平成16年10月8日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	令和4年6月15日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 船橋市民
小計	19,752,090 円					

債権の名称 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金
担 当 部 課 総務部人権・男女共同参画推進センター

No.5

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由		
1	130,500 円	令和6年3月22日	平成14年11月15日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	令和4年6月22日	債務者 江戸川区民
2	86,250 円	令和6年3月22日	平成28年3月2日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	令和5年4月19日	債務者 江戸川区民
3	129,000 円	令和6年3月22日	令和4年3月4日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	令和6年1月17日	債務者 江戸川区民
小計	345,750 円					

債権の名称 江戸川区国民健康保険高額療養費資金貸付金
担 当 部 課 健康部医療保険課

No.6

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由		
1	14,227 円	令和6年3月26日	平成20年3月5日	徴収停止(条例第14条第1項第5号)	令和5年2月17日	債務者 江戸川区民
2	23,317 円	令和6年3月26日	平成20年3月5日	徴収停止(条例第14条第1項第5号)	令和5年2月17日	債務者 江戸川区民
3	204,000 円	令和6年3月26日	平成23年8月10日	時効(条例第14条第1項第3号)	令和3年8月11日	債務者 江戸川区民
4	206,000 円	令和6年3月26日	平成23年9月21日	徴収停止(条例第14条第1項第5号)	令和4年11月17日	債務者 江戸川区民
5	249,000 円	令和6年3月26日	平成24年8月30日	徴収停止(条例第14条第1項第5号)	令和4年11月17日	債務者 江戸川区民
6	192,000 円	令和6年3月26日	平成24年10月26日	徴収停止(条例第14条第1項第5号)	令和5年1月4日	債務者 江戸川区民
7	51,000 円	令和6年3月26日	平成25年7月18日	徴収停止(条例第14条第1項第5号)	令和5年2月17日	債務者 江戸川区民
小計	939,544 円					